○国土交通省告示第二百九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業の事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年三月六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　東京都立川市曙町一丁目二十一番一号立川クレスト・ロータスビル二階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部東京西部都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第二百九十七号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京国際空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　東京国際空港内及びその周辺　東京都大田区及び江東区

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十二年運輸省告示第二百六十六号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(3)　滑走路Ｂに係る灯火の表滑走路末端識別灯の項配置等の欄中「04側」を削除した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年四月二日

○国土交通省告示第二百九十八号

大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　新関西国際空港株式会社　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大阪国際空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　大阪国際空港内及びその周辺　大阪府豊中市及び池田市並びに兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市、西宮市及び尼崎市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十七年国土交通省告示第三百九十二号及び平成二十年国土交通省告示第二百九十六号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)　飛行場に係る灯火の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

航空機接近警告灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	二百カンデラ	誘導路中心線上誘導路の一時停止すべき位置から滑走路の境界線までの間及び滑走路中心線上

ロ　五　運用時間(2)中「飛行場灯台」の下に「及び航空機接近警告灯」を加えた。

ハ　七　航空灯火の利用上の特記事項(1)中「過走帯灯」の下に「航空機接近警告灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十七年四月二日

○国土交通省告示第二百九十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表能登ＶＯＲの項中「８時から19時30分まで」を「24時間」に改め、同表那覇ＶＯＲの項中「平成26年11月13日から平成27年３月４日まで供用休止」を「平成27年３月５日から供用再開」に改め、同表沖縄ＶＯＲの項を削る。

第二項の表那覇タカンの項中「平成26年11月13日から平成27年３月４日まで供用休止」を「平成27年３月５日から供用再開」に改める。

第四項の表秋田ＤＭＥの項を削り、同表能登ＤＭＥの項中「８時から19時30分まで」を「24時間」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一項の表能登ＶＯＲの項の改正規定、第四項の表秋田ＤＭＥの項を削る改正規定及び同表能登ＤＭＥの項の改正規定は、平成二十七年四月二日から施行する。

○国土交通省告示第三百号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年三月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

別表補助金等の名称欄中「低公害車普及促進対策費補助金」を「低公害車普及促進等対策費補助金」に改める。

附　則

一　この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

二　平成二十五年度以前の補助金等で平成二十六年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月五日　東北地方整備局長　縄田　正

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　県道いわき石川線改築工事（石川バイパス・福島県石川郡石川町字境ノ内地内から同町字石田地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福島県石川郡石川町字境ノ内、字一ノ沢、字長郷田、字古舘、字長久保、字弥吾及び字石田地内

２　使用の部分　福島県石川郡石川町字境ノ内、字長郷田、字古舘及び字弥吾地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県石川郡石川町大字形見字明内地内から同町字石田地内までの延長5.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道いわき石川線改築工事（石川バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。